

沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、低廉で良好な公共事業の施行を推進することを目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が130万円を超え、かつ、沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成12年6月27日施行）の適用を受けない建設工事とする。ただし、予定価格が130万円以下の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限基本価格)

第3条 最低制限基本価格（最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。以下同じ。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得たとし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の算定方法により難いと認める場合は、最低制限基本価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額とすることができる。

3 第1項の規定により算定した合計額、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額及び前項の規定により算定した予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に1,000円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、最低制限基本価格に100分の100から100分の101までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約検査課長は、最低制限価格制度の対象となる建設工事の入札を行う場合には、入札公告又は指名通知書によりその旨を周知するものとする。

(措置)

第6条 契約検査課長は、最低制限価格を下回る価格で申込みを行った者がいるときは、当該入札者を失格とする。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。